

特別養護老人ホーム 吉兆苑 利用料金表

利用料金は下記の通りです。基本的に①食費、②居住費（部屋代）、③管理費、④1割負担金の合算額が利用料金となります。

| | 従来型個室 | | ユニット型個室 | | 従来型多床室 | |
|--------------|---------|----------|---------|----------|---------|----------|
| | 料金（1日） | 料金（30日） | 料金（1日） | 料金（30日） | 料金（1日） | 料金（30日） |
| 実費負担金 | | | | | | |
| ① 食費※1 | ¥ 1,392 | ¥ 41,760 | ¥ 1,392 | ¥ 41,760 | ¥ 1,392 | ¥ 41,760 |
| ② 居住費※1 | ¥ 1,171 | ¥ 35,130 | ¥ 2,912 | ¥ 87,360 | ¥ 855 | ¥ 25,650 |
| ③ 管理費 | ¥ 85 | ¥ 2,550 | ¥ 85 | ¥ 2,550 | ¥ 85 | ¥ 2,550 |
| 法定負担金 | | | | | | |
| ④ 要介護1 | ¥ 715 | ¥ 21,436 | ¥ 755 | ¥ 22,654 | ¥ 815 | ¥ 24,444 |
| 要介護2 | ¥ 793 | ¥ 23,802 | ¥ 833 | ¥ 24,986 | ¥ 892 | ¥ 26,768 |
| 要介護3 | ¥ 875 | ¥ 26,238 | ¥ 912 | ¥ 27,352 | ¥ 977 | ¥ 29,299 |
| 要介護4 | ¥ 954 | ¥ 28,605 | ¥ 989 | ¥ 29,684 | ¥ 1,055 | ¥ 31,657 |
| 要介護5 | ¥ 1,031 | ¥ 30,937 | ¥ 1,065 | ¥ 31,946 | ¥ 1,133 | ¥ 33,980 |

上記料金には、日常生活継続支援加算、精神科医師療養管理指導体制加算、栄養ケアマネジメント加算、個別機能訓練加算、看護体制加算Ⅰ、介護職員処遇改善加算Ⅰ、特定処遇改善加算が含まれたものとなります。

| 加算項目 | 点数 | 備考 | |
|----------------------|-------------|---|---|
| 初期加算 | 31 円/日 | 入所日より30日を限度として算定。 | |
| 若年性認知症受入体制加算 | 125 円/日 | 若年性認知症入所者（介護保険法第2条第6号）を受け入れた場合に算定。 | |
| 福祉施設外泊時費用 | 257 円/日 | 外泊時・入院時の際に算定（1日当たり）6日を限度とし、月をまたいだ場合最高12日間算定する。 | |
| 経口移行加算 | 29 円/日 | 経管栄養により食事を摂取している者に対して経口移行計画を作成している場合、180日を限度として算定。 | |
| 経口維持加算 | 経口維持加算Ⅰ | 418 円/日 | 摂食機能障害を有し、誤嚥が認められるものに対して経口維持計画を作成した場合に対して算定（造影撮影・内視鏡検査により誤嚥が認められる者） |
| | 経口維持加算Ⅱ | 105 円/日 | |
| 在宅復帰支援機能加算 | 10 円/日 | 入所者が在宅復帰を行うに当たり、相談援助を受けた場合に算定。 | |
| 在宅・入所相互利用加算 | 31 円/日 | 施設・入所相互利用（ホームシェアリング）を行った場合に算定。 | |
| 看取り介護加算（Ⅰ） | 死亡日30日前～4日前 | 150 円/日 | 入所者に対する終末期の援助の際に算定。 |
| | 死亡日前々日、前日 | 711 円/日 | |
| | 死亡日 | 1338 円/日 | |
| 外泊中に在宅サービスを利用したときの費用 | 585 円/日 | 外泊の初日及び最終日は算定できない。 外泊時費用を算定している際には、併算できない。 | |
| 口腔衛生管理加算 | 94 円/日 | 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合 歯科衛生士が、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言を及び指導を行った場合 歯科衛生士が、当該入所者に係る口腔に関し、介護職員からの相談等に必要に応じ対応した場合 | |
| 栄養マネジメント加算 | 15 円/日 | 常勤の管理栄養士1名以上の配置に関する要件について、同一敷地内の介護保険施設（1施設に限る。）との栄養ケアマネジメントの兼務の場合にも算定。 | |
| 低栄養リスク改善加算 | 314 円/日 | 低栄養リスクが「高」の入所者である利用者に対して、栄養士の定期的な管理や計画の下援助を行った際に算定。 新規入所時又は再入所時のみ算定。 | |
| 再入所時栄養連携加算 | 418 円 | 介護保険施設の入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合（経管栄養又は嚥下調整食の新規導入）であって、再入所後の栄養管理について当該医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画の原案作成した場合に、1回に限り算定。 | |
| 療養食加算 | 6 円/日 | 病状等に対応した治療食を提供した場合に算定 | |

※注1・・・処遇改善加算は総単位数（一ヶ月の基礎総単位数×日数）×加算率（0.033）より算出

※注2・・・特定処遇改善加算は総単位数（一ヶ月の基礎総単位数×日数）×加算率（0.027）より算出（ユニットは加算率0.023）。

上記の料金は自治体においての高額介護サービス費支給申請、負担限度額減額認定申請の制度を利用した金額です。（下記は八尾市のものです）
所得の状況や課税状況によって、下記の条件のとおり認定されます（平成28年現在）

- 第1段階 市町村民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者、生活保護者
 - 第2段階 市町村民税非課税世帯で「合計所得＋課税年金収入額≤80万円/年」を満たす方
 - 第3段階 市町村民税非課税世帯で利用者負担第2段階該当者以外の方
 - 第4段階 市町村民税本人非課税であるが世帯課税の場合、又は市町村民税本人課税者
 - 【新設】 現役並みの所得者（同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の方がいる世帯）
- ※但し、市町村に申請することで、37200円に戻せる場合があります。詳しくは市町村にお問い合わせください